

世田谷区介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス  
令和元年10月～ 事業内容

1. 世田谷区で実施するサービス

従前相当のサービス（現行相当サービス）	総合事業通所介護サービス
区独自基準のサービス（サービスA）	総合事業運動器機能向上サービス

2. サービス内容等（変更点はアンダーラインつき）

	総合事業通所介護サービス	総合事業運動器機能向上サービス
サービス内容	通所事業所での日常生活上の支援や機能訓練を行なう3時間以上のサービス	通所事業所での運動器の機能向上プログラムを主とした3時間未満のサービス  ※「運動器機能向上加算」（要件は、旧介護予防通所介護の運動器機能向上加算と同様）の算定要件を満たした内容とすることが前提となる。
対象者像	介護予防ケアマネジメントで ・既にサービスを利用しており、サービスの利用継続が必要と認められたケース ・自立のための日常生活上の支援や機能訓練が必要なケース など	介護予防ケアマネジメントで 自立した生活機能を維持し、要介護状態に陥ることを予防するために、一定期間、継続して運動器の機能訓練が必要なケース など
基準	国の定める基準と原則同基準 ※1  平成30年10月より機能訓練指導員の対象資格の見直し（通所介護の見直し内容と同じ）	国が定める基準と同基準（一体型）と基準を一部緩和した基準（緩和型）のどちらかを選択  ※基準の緩和策として生活相談員の配置を任意としていることから、緩和型の場合、定員は通所介護、地域密着型通所介護、総合事業通所介護サービス（通所介護等）の定員と別に設ける必要がある。一方、一体型の場合、定員は通所介護等と合算する
利用者負担	介護保険の保険給付と同じ負担割合 所得に応じて1割～3割負担	
支払い	国保連経由による審査・支払い	

※1 国の地域支援事業実施要綱にもとづき、旧介護予防通所介護に係る規定と原則同基準の人員・設備・運営基準を世田谷区で規定（世田谷区介護予防・日常生活支援総合事業を行う事業者の指定の基準及び運営指導に関する要綱）

3. 報酬単価等（変更点はアンダーラインつき）

	総合事業通所介護サービス	総合事業運動器機能向上サービス
サービスコード	A 6	A 7
取扱い	月包括単位	利用1回ごとの出来高払い
単位設定	<p>○要支援1、事業対象者（要支援1相当）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月 <u>1,655</u> 単位</li> </ul> <p>○要支援2、事業対象者（要支援2相当）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・週1回程度利用 月 <u>1,655</u> 単位</li> <li>・週2回程度利用 月 <u>3,393</u> 単位</li> </ul>	<p>○1回 <u>327</u> 単位</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要支援1、事業対象者（要支援1相当） 週1回程度利用で月5回まで</li> <li>・要支援2、事業対象者（要支援2相当） 週1回程度利用が必要な場合は月5回まで 週2回程度利用が必要な場合は月10回まで</li> </ul>
地域単価	世田谷区の地域単価（10.9円）	
主な加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若年性認知症利用者受入加算</li> <li>・生活機能向上グループ活動加算</li> <li>・生活機能向上連携加算</li> <li>・運動器機能向上加算</li> <li>・栄養改善加算</li> <li>・栄養スクリーニング加算</li> <li>・口腔機能向上加算</li> <li>・選択的サービス複数実施加算</li> <li>・事業所評価加算</li> <li>・サービス提供体制強化加算</li> <li>・介護職員処遇改善加算 ※1</li> <li>・<u>介護職員等特定処遇改善加算</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運動器機能向上加算</li> <li>・事業所評価加算 ※2</li> <li>・介護職員処遇改善加算 ※1</li> <li>・<u>介護職員等特定処遇改善加算</u></li> </ul>
主な減算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の欠員による減算</li> <li>・定員超過</li> <li>・同一建物の減算</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の欠員による減算</li> <li>・定員超過</li> </ul>

※1 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)については、給付と同様の期日（別に厚生労働大臣が定める日）までの間に限り算定可能

※2 総合事業通所介護サービスまたは事業所所在地の総合事業において、事業所評価加算を算定している事業所のみ算定可能

※3 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は世田谷区ではなし